

令和4年8月19日
余市町訓令第6号

余市町民間提案制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、余市町における行政課題を解決するための民間提案制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この要綱において、民間提案制度とは、行政課題の解決に当たり、一定の条件を満たす者から企画、アイデア等の提案（以下「企画提案」という。）を求めることにより、当該課題の解決に最も適した提案事業者を特定する制度をいう。

2 民間提案制度の形式は、次に掲げるものとする。

(1) 公募型民間提案制度 企画提案者を公募により募集し、応募があった者のうち、第4条に規定する参加資格（以下「参加資格」という。）を有する者から企画提案を受ける民間提案制度方式をいう。

(2) 指名型民間提案制度 参加資格を有する者の中から、あらかじめ複数の企画提案者を指名により選定し、提案を受ける民間提案制度方式をいう。

(対象業務)

第3条 民間提案制度によることができる業務は、次の各号のいずれかに該当するものであって、民間事業者の創意工夫や資金等を活用することが有効・有益と判断される業務とする。

(1) 民間事業者の経営ノウハウや柔軟な発想により、地域の活性化やシティプロモーションに寄与する業務

(2) 民間事業者がサービスの提供主体となることで、民間の特性を生かし町民サービスの向上や公共負担の削減等に寄与する業務

(3) 公共施設の利活用（民間事業者による使用、貸借及び売買等を含む。）に関する業務

(4) 高度な企画力、技術力、開発力及び経験を求められる業務

(5) 本町において発注仕様を定めることが困難である等、標準的な業務の実施手続が定められていない業務

(6) 前各号に掲げるものの他民間提案制度に基づき執行することが適当であると認める業務

(参加資格)

第4条 民間提案制度への参加資格者は、次に掲げる要件を満たす者とする。た

だし、余市町入札参加者指名委員会（以下「指名委員会」という。）が特に認めた者においては、この限りではない。

- (1) 余市町入札参加資格者名簿に登録された者
- (2) 次の基準日において、余市町の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領の規定による指名停止等の措置を受けていない者
 - ア 公募型民間提案制度にあつては、参加表明書の提出期限
 - イ 指名型民間提案制度にあつては、次条第2項第4号の規定による指名委員会における指名業者の選考があつた日

2 当該業務にかかる参加資格者が、第12条に規定する提案事業者特定までの間に前項の参加資格を有しなくなつたと認められるときは、その時点で失格とする。

（指名委員会における審議）

第5条 当該業務を所管する課等（以下「所管課」という。）の長は、民間提案制度により提案事業者を特定しようとする場合は、あらかじめ指名委員会に付議しなければならない。

2 指名委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 民間提案制度を採用する具体的理由及び期待できる効果
- (2) 民間提案制度の採用の可否
- (3) 民間提案制度の形式
- (4) 指名型民間提案制度における指名業者の選考
- (5) 前条第1項ただし書の規定による参加資格の付与
- (6) 前各号に掲げるものの他必要な事項

（実施要領等の策定）

第6条 所管課長は、民間提案制度の採用が決定されたときは、当該業務に係る公募型又は指名型民間提案制度の実施要領等（以下「実施要領等」という。）を定めるものとし、その内容は次のとおりとする。

- (1) 当該業務の目的及び内容（業務名、業務内容、予定契約（履行）期間、予算概要、所管課等）
- (2) 参加資格要件
- (3) 公募型民間提案制度の場合の参加表明手続（募集期間、申込み方法、参加資格確認通知等）
- (4) 説明会を開催する場合はその内容
- (5) 企画提案書作成要領（提案内容、提案書等の様式、提出方法、提出先、提出部数、作成上の注意事項、著作権の取扱い等）
- (6) ヒアリングを実施する場合はその内容

- (7) 失格事項
 - (8) 質疑応答等
 - (9) 審査方法、評価基準等
 - (10) スケジュール
 - (11) 前各号に掲げるものの他必要な事項（提出様式及び関係書類等を含む。）
- (審査会)

第7条 所管課長は、民間提案制度の採用が決定されたときは、審査会を設置する。

- 2 審査会の委員数は、5人以上とし、その構成は、全部長及び所管課長並びに所管課以外の課等の長とする。
- 3 審査会は、提案内容を適切に審査するために必要があると認めるときは、外部の有識者等をオブザーバーとして参加させ、意見を求めることができる。
- 4 審査会は、次に掲げる事項を審査する。
 - (1) 民間提案制度の形式
 - (2) 参加資格要件（公募型民間提案制度にあつては公募資格要件、指名型民間提案制度にあつては企画提案者の選定）
 - (3) 審査方法（評価結果が同点の場合の取扱い等を含む。）、審査項目及び評価基準等
 - (4) 実施要領等の内容
 - (5) 提案事業者の特定に関する事項
 - (6) 前各号に掲げるものの他審査に必要な事項
- 5 審査会の庶務は所管課が担当する。
(公募型民間提案制度)

第8条 所管課は、公募型民間提案制度により提案事業者を特定しようとする場合は、次の各号に掲げる事項を定めた公募文を策定しなければならない。

- (1) 所管課
- (2) 業務内容（業務名、業務概要、予定契約（履行）期間、予算概要等）
- (3) 参加資格要件
- (4) 実施要領等の入手方法、期間及び入手場所
- (5) 参加手続等（提出書類、申込み・受付方法、募集期間等）
- (6) 提案手続等（提案方法、期限等）
- (7) 失格事項
- (8) 提案事業者の特定に関する事項
- (9) 前各号に掲げるものの他必要な事項

2 公募期間は、原則として20日以上確保するものとする。ただし、対象業務の緊急性等を考慮して、その期間を10日以内に限り短縮することができるものとする。

(実施の公表)

第9条 町長は、公募型民間提案制度を実施する場合は、公募文、実施要領等を余市町ホームページへの掲載及び余市町掲示場への掲示その他の方法により公表するものとする。

(参加資格の確認及び通知)

第10条 所管課は、公募型民間提案制度の参加表明者に対して、提出書類に基づき参加資格の有無を確認の上、審査会へ付議し、その結果について、次に掲げる事項を通知するものとする。

(1) 参加資格があると認められたとき 参加資格がある旨及び企画提案書の提出期限

(2) 参加資格がないと認められたとき 参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

2 前項の通知は、第7条第4項第2号により審査された参加資格要件が、第4条第1項第1号に該当する者以外の者への参加資格を認めるものである場合は、前項の審査結果を指名委員会へ付議し、その選考を経た上で行わなければならない。

3 企画提案書の提出期限は、通知の日から10日以上確保するものとする。ただし、対象業務の緊急性等を考慮して、その期間を短縮することができるものとする。

(指名型民間提案制度)

第11条 所管課は、指名型民間提案制度により提案事業者を特定しようとする場合は、当該業務に係る参加資格を有する者の中から企画提案者を選定する。なお、指名型民間提案制度は、業務の性質や目的等から企画提案者の範囲が限られることがあらかじめ明らかである場合等に限り実施するものとする。

2 選定する企画提案者は、審査会による審査を経た上で、指名委員会において選考された者でなければならない。

3 所管課は、選定した企画提案者に対し、企画提案書の提出を依頼する指名通知書を送付する。この場合において、実施要領等企画提案書作成に必要な書類を同封するものとする。

4 企画提案書の提出期限は、前条第3項の規定を適用する。

(提案事業者の特定)

第12条 審査会は、別に定める審査方法・評価基準等に基づき、企画提案書及

びプレゼンテーション等の内容審査及び評価を行い、最適な提案事業者を特定する。ただし、全ての企画提案について、行政課題の解決が十分に達成できないものであると判断したときは、提案事業者を特定しないものとする。

(審査結果の通知)

第13条 所管課は、審査の結果について、提案事業者の特定後又は前項ただし書に規定する非特定後速やかに全ての企画提案者へ通知するとともに、余市町ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

2 前項の通知に対して、提案事業者にならなかった企画提案者は、その理由について通知日の翌日から起算して7日以内に所管課へ説明を求めることができる。

(結果の公表)

第14条 所管課は、民間提案制度による実施業務にかかる契約を締結したときは、契約締結後速やかに次に掲げる事項を余市町ホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 履行期間
- (3) 提案を採択し、受注者として選定した者の名称及びその理由
- (4) 契約締結日
- (5) 契約金額
- (6) 提案者総数
- (7) 前各号に掲げるものの他必要な事項

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、民間提案制度の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。